

# 小名浜道路維持管理業務委託

## 公募型プロポーザル募集要領〈令和7年度版〉

### 1 目的

この要領は、いわき上三坂小野線（小名浜道路）「いわき泉 I C」から「いわき山田 I C」を結ぶ延長8.3kmの自動車専用道路を県が管理するに当たり、道路利用者の安全・安心を守り、24時間体制で道路管理業務を実施できる体制を確保することを目的に公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務受託者を募集・決定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

小名浜道路維持管理業務委託

#### (2) 業務内容

- 1 路線名 いわき上三坂小野線（小名浜道路）
- 2 区 間 いわき泉 I C～いわき山田 I C L=8.3km W=7.0(13.5)m

#### 【総価契約】

- ① 道路管理業務（道路監視） 道路延長 L=8.3km
- ② 道路管理業務（道路巡視） 道路延長 L=8.3km 巡視5回/日
- ③ 研修・交通規制訓練（雪氷研修も含む）

#### 【単価契約】

- ① 道路管理業務（緊急出動） 緊急出動30時間/年、交通誘導15時間/年
  - ② 道路維持補修業務（道路維持、舗装修繕） 管理延長L=8.3km
  - ③ 雪氷対策業務（除雪、凍結抑制剤散布） 管理延長L=8.3km
- ※詳細な業務の内容については特記仕様書を確認すること。

#### (3) 業務委託の期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

※令和7年4月1日～開通までは準備工及び研修・交通規制訓練期間とする。

#### (4) 業務の規模

概算額380百万円（総価契約及び単価契約の2ヶ年合計とし、消費税抜き）を上限とする。

### 3 提案書について

提案書は、「連携・連絡体制に対する提案」（様式-4-1）、「自動車専用道路の維持管理に対する提案」（様式-4-2）、「緊急時の対応に関する提案」（様式-4-3）について作成すること。

- (1) 片面使用、横書きとする。
- (2) MS明朝10ポイントかつ最大46行とすること。
- (3) 様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3には、今回の提案を評価項目毎に片面1枚以下（計3枚以下）にまとめて簡潔に記載すること。
- (4) 文書を補完するための写真、図表、イラスト等を使用することも可とする。

### 4 参加資格等

提案書を提出する者は、協同組合又は共同企業体であって、協同組合は（1）の要件を、共同企業体は（2）の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 協同組合（以下「組合」という。）にあっては次の要件を満たしていること。
  - ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。
  - イ 組合員は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - ウ 組合は、評価基準日（令和7年2月18日（提案書の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和3年8月24日総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
  - エ 組合は、建設業法の許可業種土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ているか、又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。
  - オ 組合員は、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級がB等級以上の者又は提案書等提出期日（令和7年2月18日（火））から過去5年以内になわき建設事務所若しくは勿来土木事務所発注の維持管理業務（道路又は除雪）の受注実績がある者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。
  - カ 組合員は、いわき建設事務所管内又は勿来土木事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。
  - キ 組合員の数は2者以上とする。
  - ク 主任技術者については、事故、地震、気象警報等の緊急時において管理事務所に常駐できる者であること。

なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有する者とし、主任技術者の変更は原則認めない。主任技術者を配置することができなくなっ

たときは、速やかに入札書を無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする主任技術者が、技術提案書に記載した主任技術者以上の総合評価点を獲得できる主任技術者の場合には、変更を認める。

ケ 組合は、道路管理のための道路管理員、緊急時の通行規制等に対応するための交通誘導員又は作業員を適切に配置できる者であること。

コ 組合は、除雪作業に関わる作業員として、除雪車兼凍結抑制剤散布車のオペレーターを適切に配置できる者であること。

なお、「除雪車兼凍結抑制剤散布車」の運転には大型免許を要するため、大型免許取得者を適切に配置できる者であること。

(貸与車両は小名浜道路維持管理業務委託特記仕様書第19条(2)のとおりとする。)

サ 組合員のうち半数以上は、小名浜道路の「いわき泉IC」「いわき添野IC」「いわき小名浜IC」「いわき山田IC」のいずれかのICに30分以内で到着可能な場所に、主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、磐越道、常磐道80km/hまたは100km/h(各区間の法定速度による)とし算出する。

シ 組合員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

(2) 共同企業体にあつては次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体は、小名浜道路維持管理業務委託共同企業体協定書により共同企業体の協定書を締結している者であること。

イ 構成員は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 構成員は、評価基準日(令和7年2月18日(提案書の提出期限の日))に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(令和3年8月24日総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

エ 構成員は、建設業法の許可業種土木工事業及びとび・土工工事業の許可を得ているか、又は、同要件を満たしている1者以上の構成員を含むこと。

オ 構成員は、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事において、格付等級がB等級以上の者又は提案書等提出期日(令和7年2月18日(火))から過去5年以内いわき建設事務所若しくは勿来土木事務所発注の維持管理業務(道路又は除雪)の受注実績がある者であること。なお、代表構成員はA等級の者であること。

カ 構成員は、いわき建設事務所管内又は勿来土木建設事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。

※支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であつ

- て、福島県令和5・6年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。
- キ 構成員の数は2者以上とする。
- ク 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。
- ケ 主任技術者については、事故、地震、気象警報等の緊急時において管理事務所に常駐できる者であること。
- なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとし、主任技術者の変更は原則認めない。主任技術者を配置することができなくなったときは、速やかに入札書を無効とする申出書を提出しなければならない。ただし、変更しようとする主任技術者が、技術提案書に記載した主任技術者以上の総合評価点を獲得できる主任技術者の場合には、変更を認める。
- コ 共同企業体は、道路管理のための道路管理員、緊急時の通行規制等に対応するための交通誘導員又は作業員を適切に配置できる者であること。
- サ 共同企業体は、除雪作業に関わる作業員として、除雪車兼凍結抑制剤散布車のオペレーターを適切に配置できる者であること。
- なお、「除雪車兼凍結抑制剤散布車」の運転には大型免許を要するため、大型免許取得者を適切に配置できる者であること。
- (貸与車両は小名浜道路維持管理業務委託特記仕様書第19条(2)のとおりとする。)
- シ 構成員のうち半数以上は、小名浜道路の「いわき泉IC」「いわき添野IC」「いわき小名浜IC」「いわき山田IC」のいずれかのICに30分以内で到着可能な場所に、主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、磐越道、常磐道80km/hまたは100km/h(各区間の法定速度による)とし算出する。
- ス 構成員は、当該プロポーザルに参加する他の組合又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

## 5 提出書等について

- (1) 提出書(協同組合・共同企業体共通：様式-3-1、建設業許可書の写し、協同組合の場合は定款・組合員名簿・事業計画書等の写し、共同企業体の場合は様式-3-2・様式-3-3)の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限 令和7年2月18日 午後5時
- イ 提出先 福島県いわき建設事務所小名浜道路課
- ウ 提出方法 1部持参又は郵送

エ その他 郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。（提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。）

(2) 提案書等（様式-4-1、4-2、4-3、5-1、5-2、5-3、5-4）の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年2月18日 午後5時

イ 提出先 福島県いわき建設事務所小名浜道路課

ウ 提出方法 1部持参又は郵送

エ その他 郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。（提出期限の日までに提案書等が到着しないことを理由に提案書等を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。）

①提案書の提出は、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとする。

②上記の提出期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めない。

③業務実施体制（様式-5-1）、主要業務実績表（様式-5-2、様式-5-3）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務実施体制に記載した配置予定技術者のうち、主任技術者、除雪機械のオペレーターの資格・経歴等を記載し、保有資格証の写しを提出するものとする。

イ 保有資格はそれぞれの様式に記載するものとする。

ウ 同種又は類似の業務実績は、提案書等提出期日（令和7年2月18日（火））から過去5年以内に業務した実績とし、記載件数は5件以内とする。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

## 6 プロポーザルの評価項目・配点

### ①配置予定技術者及び地域における管理精通度に関する評価項目

評価項目	評価着目点		判断基準
配置予定技術者 (20点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその分野 (10点) ※1	以下のとおりで評価する。 【10点】1級土木施工管理技士または1級建設機械施工管理技士 【5点】2級土木施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、又は、ふくしまME（基礎以上の資格を有する場合） 【0点】上記①、②の資格を有していない場合 ※複数の資格を有している場合は、点数の高い資格で評価する。
		過去5年以内の同種業務の実績 (5点)	以下のとおり評価する。 【5点】国又は地方公共団体発注業務での同種業務※2の実績がある。 【0点】国又は地方公共団体発注業務での同種業務の実績がない。
	除雪機械のオペレーター	過去5年間以内の除雪業務の実績 (5点) ※1	以下のとおり評価する。 【5点】国又は地方公共団体発注業務での除雪業務の実績がある。 【0点】国又は地方公共団体発注業務での除雪業務の実績がない。
地域における管理精通度 (20点)	受注業務実績 (過去5年以内)  ※評価対象 共同組合：組合 共同企業体：代表構成員		以下のとおり評価する。 【20点】いわき建設事務所又は勿来土木事務所発注業務での同種業務の実績がある。 【10点】隣接3管内（県中建設事務所（須賀川土木事務所管内、石川土木事務所管内に限る）、相双事務所、県南建設事務所）で国又は地方公共団体発注業務での同種業務の実績がある。 【0点】上記の実績がない場合。

※1 様式5-1に記載の主任技術者及び除雪機械オペレーターについては「No.1」の配置予定技術者1名を評価する。

※2 同種業務とは道路維持管理業務又は舗装維持修繕業務とする。

②技術提案に関する評価項目

評価項目	評価着目点	判断基準
連携・連絡体制に対する提案 (20点)	<p>平常時における役割分担・連携・連絡体制が的確であるか(20点)</p> <p>①明確な指揮系統 ②体系化された役割分担 ③発注者との連携・連絡 ④主任技術者の役割 ⑤その他</p>	<p>本業務の実施にあたり自動車専用道路である小名浜道路の路線特性を把握し、左記の着目点毎に具体的な提案であると認められる場合に評価する。 (様式-4-1「提案書-連携・連絡体制に対する提案」)</p>
自動車専用道路の維持管理に対する提案 (30点)	<p>常磐自動車道と直結し、4箇所のインターチェンジを有する自動車専用道路の安全確保策が的確な提案となっているか。 (20点)</p> <p>①危険個所の把握 ②道路利用者の安全確保策 ③業務作業車の安全確保策 ④安全確保に関する技術力向上の取り組み ⑤その他の技術提案</p>	<p>本業務の実施にあたり自動車専用道路である小名浜道路の路線特性を把握し、左記の着目点毎に具体的な提案であると認められる場合に評価する。 (様式-4-2「提案書-自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)</p>
	<p>常磐自動車道と直結し、4箇所のインターチェンジを有する自動車専用道路において事故や災害等の緊急時に迅速に現場着手し、早期に交通規制を解除できる的確な提案となっているか。 (10点)</p> <p>①迅速な現場着手 ②完了目標の設定 ③通行止め発生時の対応 ④異常を発見した場合の対応 ⑤その他の技術提案</p>	
緊急時の対応に関する提案 (30点)	<p>事故や災害等の緊急時における初動体制の確保が的確となっているか。</p> <p>①的確な人員配置 ②臨機の対応、代替性 ③除雪の出動態勢 ④他機関との連携 ⑤その他(大規模な事故や災害等における人員確保等)の技術提案</p>	<p>本業務の実施にあたり自動車専用道路である小名浜道路の路線特性を把握し、左記の着目点毎に具体的な提案であると認められる場合に評価する。 (様式-4-3「提案書-緊急時の対応に対する提案」)</p>

計 120点

## 7 手続等

### (1) 担当部署

いわき市平字梅本15番地

福島県いわき建設事務所 事業部 小名浜道路課

郵便番号 970-8026

電話番号 0242-24-6036

電子メール [onahama-highway\\_iwaki@pref.fukushima.lg.jp](mailto:onahama-highway_iwaki@pref.fukushima.lg.jp)

### (2) 公告方法及び期間

#### ①公告方法

プロポーザルの手続開始及び応募に必要な書類は、福島県いわき建設事務所ホームページに掲載する。

#### ②公告期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月18日（火）の午後5時までとする。

## 8 不明の点がある場合の質疑について

### (1) 質問書（様式-1）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書（様式-1）を用い、令和7年2月3日（月）午後5時までに、福島県いわき建設事務所小名浜道路課に持参又は電子メールで提出すること。

なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をすること。

### (2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和7年2月6日（木）から令和7年2月18日（火）午後5時までの間、質問回答書（様式-2）を福島県いわき建設事務所ホームページに掲載する。

## 9 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

### (1) プロポーザルの審査は、5に定める評価項目に基づき審査し、技術提案書の評価を行い、業務委託候補者1者及び次点者1者を選定する。

### (2) 業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。

なお、業務委託候補者に見積書の提出を求めた結果、契約に至らなかった場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

### (3) 審査結果については、企画提案書提出者全員に通知するとともに公表する。

### (4) この手続きに参加した者が、9（5）（6）の失格条項等に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。

なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

## 10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。

- (1) 提案書等が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書等が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

## 11 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

- ①質問書 様式－1
- ②質問回答書 様式－2
- ③プロポーザル方式参加申込書 様式－3－1
- ④公募型プロポーザル参加資格審査申請書 様式－3－2
- ⑤共同企業体協定書 様式－3－3
- ⑥提案書 様式－4－1、様式－4－2、様式－4－3
- ⑦業務実施体制 様式－5－1
- ⑧主任技術者、除雪機械オペレーター主要業務実績表 様式－5－2
- ⑨受注管理業務実績 様式－5－3
- ⑩最寄りICまでの到着時間 様式－5－4
- ⑪プロポーザル審査結果通知書 様式－6－1（業務委託候補者用）
- ⑫プロポーザル審査結果通知書 様式－6－2（次点者用）
- ⑬プロポーザル審査結果通知書 様式－6－3（非選定者用）
- ⑭公募型プロポーザル方式審査結果 様式－7

※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県いわき建設事務所ホームページから取得すること。

## 12 その他

- (1) 提案書等に記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することがで

きるものとする。

- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点者については、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。
- (6) 本業務委託は、令和 7 年 2 月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。